

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 潜水器漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 28隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 袖ヶ浦市と市原市との境界標柱と東京都大田区羽田鼻とを結んだ線から富津市磯根岬と神奈川県横須賀市観音埼灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場（富津市地先の共同漁業権漁場のうち関係する漁業権者の同意が得られた場合においては、当該共同漁業権漁場を除く。）を除く。
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年10月14日から11月14日まで